

# 事故発生防止のための指針

介護付有料老人ホームたけむら

## 1、施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では、利用者の生活上の安心と安全を保障し、生活の質の維持・向上を実現するため、介護事故の防止に努めるものとする。そのために必要な体制を整備するとともに、職員の健康管理、事故防止に努め、組織全体で介護事故の防止に取り組むこととする。

## 2、介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、介護事故発生の防止に取り組むにあたり、「事故発生防止委員会」を設置します。

### ① 事故防止委員会設置の目的

施設内での自己の未然防止、発生した事故に対する迅速かつ最善の対応、及び再発防止に関する対策等を協議することを目的とする。

### ② 事故防止委員会の構成

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・その他（施設長が必要と認めるもの）

### ③ 事故防止委員会の開催

委員会は定期的開催し、介護事故の発生未然防止、再発防止等について検討する。ただし、事故発生時等、緊急の必要がある時は、随時開催する。

### ④ 事故防止委員会の役割

#### 1) マニュアル、ひやりハット報告書、事故報告書の整備

各部署から報告のあったインシデント・アクシデントレポートをまとめ、事故発生防止のための改善策を検討し、出た結果を実施する。

## 2) 改善策の周知徹底

1) によって検討された改善策を実施するたえ、職員に対して周知徹底を図る。

## 3) マニュアル、事故報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じて更新していくものとする。事故（ヒヤリハット）報告書等の様式についても同様とする。

## 4) 事故発生防止担当者の選任（別紙）

事故発生防止にかかる担当者は、係長、主任、副主任を充てる。

## 3、事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、事故発生防止に関する職員への教育・研修を職員採用時に行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

## 4、介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応する。

### ① 当該利用者への対応

- 1) 事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。
- 2) 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。
- 3) 医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

### ② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「インシデント・アクシデントレポート」で速やかに報告します。

### ③ 家族等に対する連絡・説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

### ④ その他の連絡・報告について

必要に応じて保険者等に事故の状況について報告する。

### ⑤ 損害賠償

事故状況により、賠償等の必要性が生じた場合は、当法人が加入する損害賠償保険で対応する。

### ⑥ 苦情対応

介護事故対応に関する苦情については、苦情処理マニュアルに従って対応する。

5、事故発生防止のための指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、すべての職員、入居者等もいつでも施設内にて閲覧できるようにします。また、ホームページ上にも公表します。

附則

2025年5月1日より施行